

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第31号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条幼保総合支援室の款第7号中「子どものための教育・保育給付」の右に「及び子育てのための施設等利用給付」を加え、同款第8号中「特定地域型保育事業者」の右に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加える。

附 則

この規則中第13条幼保総合支援室の款第8号の改正規定は公布の日から、同款第7号の改正規定は令和元年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)